

貯蓄預金規定

第1条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第15条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第2条（取扱店の範囲）

- (1) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。
- (2) この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には、あらかじめ当店で通帳の所定欄に押捺された印影と届出の印鑑との照合手続を受けたものにかぎります。

第3条（証券類の受入れ）

- (1) この預金口座には現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地は、あらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第4条（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第5条（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合、直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条（預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

第7条（払戻回数超過手数料）

- (1) 每月1日から月末日までの1か月間にI型（30万円）の預金口座から5回をこえて払戻しをするときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、当金庫所定の払戻回数超過手数料をいただきます。
- (2) 前項の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしで、この預金口座から自動的に引落します。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求書金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

第8条（自動支払い等）

- (1) この預金口座からは、前条の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

(2) この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

第9条（利息）

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）はI型30万円・II型10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。

なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。

- ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「30万円型」・「10万円型」または「30型基準残高以上」・「10型基準残高以上」利率
- ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準未満」または「基準残高未満」利率

第10条（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約、通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳の再発行に費用を要する場合には、店頭表示の再発行手数料に準じてその発行手数料をいただきます。
- (4) 預金口座の開設の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。本項により、当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫の指定する方法によって当店に届出してください。

第11条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店に届出ください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出してください。
- (2) 家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当店に届出ください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも前2項と同様に、直ちに書面によって当店に届出ください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当店に届出ください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第12条（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第13条（譲渡、質入れ等の禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第 14 条（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者等に関する職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者等から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者等は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出してください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときには、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者等の回答、具体的な取引の内容、預金者等の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1 年以上利用のない預金口座等は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前 4 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者等からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第 15 条（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第 1 項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (4) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第 13 条第 1 項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前項のほか次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が次の A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前記 A から E に準ずる者

- (3) 預金者が自らまたは第三者を利用して次の A から E までのいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任をこえた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前記 A から D に準ずる行為
- (6) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも、同様にできるものとします。
- (7) 前 5 項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この通帳および届出印章を持参のうえ、当店に申出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第 16 条（通知等）

当金庫が通知または送付書類を届出のあった氏名、住所にあてて発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 17 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも、同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ④ 第 2 号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

第 18 条（未利用口座管理手数料）

- (1) この預金が、①～④の条件を満たす場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下、本状において「手数料」といいます。）をご負担

いただきます。

- ① 預金残高が1万円未満であること。
 - ② 同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などのお取引がないこと。
 - ③ 同一店舗において、お借入れがないこと。
 - ④ 預入れまたは払戻し（利息の元本組入れおよび手数料の引落しを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと。
- (2) 前項すべての条件に該当した場合、お届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、3ヶ月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引き落とします。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引き落とします。
- (3) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、その残高を手数料の一部として充当したうえで、当金庫所定の方法により、当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはありません。
- (4) 前項の規定に基づきご負担いただいた手数料の返却および解約した口座の再利用には応じられません。

第19条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で、変更内容および変更日を公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更是、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

（令和4年4月1日現在）

はくさん信用金庫